

平成30年度事業報告 < 抜粋 >

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含め、当連合会が平成30年度に行った事業についてとりまとめたものである。今後とも、軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

○最重点施策

- ・車体課税の抜本見直しへの対応
- ・流通改善対策の推進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
- ・軽OSSへの導入への着実な対応

○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- ・組織の自立運営の支援
- ・本部組織の抜本見直しと本部経費の大幅な削減の取り組み推進
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車・二輪車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進

1. 軽自動車の理解促進事業

(1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙等30社）及び全軽自協記者会（業界紙誌17社）など報道機関に対して、毎月定例で計12回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、平成30年7月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

これらの資料は発表と同時に当連合会のインターネットホームページ（HP）にも掲載した。また、国内で販売されているすべての軽自動車を掲載し、メーカーのHPにリンクさせるとともに、

軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

(2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、前年度に引き続き諸手続き方法を掲載した。また、事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び事務所で受け付けた。

(3) 全軽HPの運営状況

全軽HPは、当連合会の概要、新車情報や手続き案内を含めた軽自動車の紹介、軽自動車と二輪車の販売・保有統計の掲載、情報提供事業の案内、廃棄二輪車取り扱いの案内など、多岐にわたる情報を掲載した軽自動車のポータルサイトとして運営し、特に統計情報は閲覧件数が高く、統計発表機関のホームページとして有効利用されており、アクセス件数（Google Analyticsのセッション数）は、平成30年度は42万5913件となった。

(4) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策

平成30年度で39回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、「理解促進広報キャンペーン」へと路線を変更してから14回目となった。

今回のキャンペーンでは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性と特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に、前年度キャンペーンで好評だったテーマ「日本の原動力、軽自動車。」を継続して使用し、動画を主としてテレビCM、交通広告、特設WEBサイト、WEB広告、ディーラー向けポスターなどを実施した。

(5) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

I. 平成30年度の当連合会の税制改正要望活動
ア. 平成31年度税制改正に関する方針については、税制・広報委員会の検討結果を踏まえ作成、理事会で決定し、通常総会で報告を行い、「当連合会の税制改正要望書（案）の作成・審議及び機関決定にあたっては、関係省庁・関係団体・自動車税制改革フォーラム等の動きを情報交換

や情報収集によって注視・把握し、9月12日開催予定の第2回税制・広報委員会の審議後、全軽自協の税制・広報委員長、会長の了解を得て決定する」旨、承認を得た。7月下旬から8月上旬には国土交通省や経済産業省等の関係省庁からの税制要望のヒアリングにおいて、基本方針である「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」を訴えた。当連合会の平成31年度税制改正要望については、8月末に関係省庁の税制改正要望が公表され、自動車関係団体の要望内容等も明らかになってきたことから、税制・広報委員会の審議を経て9月12日に機関決定となった。機関決定された要望書は、登録車の車体課税引き下げ機運が高まる中、関係国会議員に提出するとともに、10月以降、与野党の税制改正ヒアリングへの出席や関係省庁の大臣や政務官に直接陳情を行う際に提出し、軽自動車ユーザーに対する理解と配慮を求めた。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年までと同様に積極的に自民党地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で、「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」について理解を求めた。

ウ. 11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員に対し積極的に要望活動を行った。

※平成31年度税制改正要望事項は以下の通り

- ① 軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対（最重点）
- ② 自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の拡充・延長
- ③ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の拡充・延長
- ④ 消費税率引き上げ後の自動車ユーザーの税負担増を回避

II. 軽自動車関連諸施策の推進

10月下旬から11月にかけて、自民党の運輸・交

通関係団体委員会や自動車議員連盟政策懇談会、公明党自動車議員懇話会等のヒアリングにおいて政府の重点政策に対する軽自動車の貢献について資料を用いて説明するとともに、税制改正について要望を行った。

III. 要望活動の結果

12月14日、与党の平成31年度税制改正大綱が取りまとめられた。29年度大綱に明記された「平成31年度税制改正までに（中略）自動車の保有にかかる税負担の軽減に関して総合的な検討を行い、必要な措置を講じる。」との文言から、自動車関係諸税の見直し要望が各所からあげられ、特に自動車税の引き下げと消費税率引き上げ時の駆け込み反動減対策が大きな案件となった。業界一枚岩での活動の結果、軽自動車税の税率は変更されることなく、自動車税は小排気量車を重点に最大で4500円引き下げられ、取得税廃止後に導入される環境性能割に対して消費増税対策の時限措置が取られることなどが決定した。今回の見直しは「懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。」と大綱に記載され、一つの区切りとされたものの、検討事項として「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」との記載がなされ、電動化やシェアリングの進展に備え中長期的な検討が継続されることとなった。

IV. 平成31年度与党税制改正大綱に対する全軽自協会長のコメント

平成30年12月14日の平成31年度税制改正大綱決定を受け、全軽自協会長のコメントを次のとおり公表した。

当連合会は平成31年度税制改正要望において、これ以上軽自動車ユーザーや二輪車ユーザーの税負担を増やさないこと、エコカー減税並びにグリ

ーン化特例（軽課）の延長、消費税増税後の取得段階の税負担軽減を求めてまいりました。

この度の平成31年度税制改正大綱において、エコカー減税の減税率が一部見直されたものの負担増が小幅に留まったこと、グリーン化特例が2年間単純延長されたこと、また消費税増税に伴い導入される軽自動車税の環境性能割において負担の軽減がなされたことは、軽自動車ユーザーに対して配慮いただいたものと受け止めております。

ご尽力いただいた関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当連合会は、今回の税制大綱を踏まえつつ、さらなる国内市場の活性化に引き続き努力してまいります。

V. 自動車税制改革フォーラムの税制要望活動

当連合会が参画し、自動車関連21団体で構成する自動車税制改革フォーラムでは、懸案である自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、平成30年度を「勝負の年」と位置づけ、業界を挙げて活動を展開した。主な活動は以下の通り。

ア. ブロガーを活用した活動「ブロガープロモーション」

イ. 「クルマの税金」の負担軽減・簡素化を訴える活動ツール（チラシ・ウェットティッシュ）を制作

ウ. ユーザーを巻き込んで全国各地で世論を盛り上げることを目的に、クルマの税金に対する意見や要望などを書き、メッセージボードを持ったユーザー本人の写真を集め、目に見える形で「ユーザーの声」を訴える活動を平成29年度に引き続き全47都道府県で実施した。平成30年度は3398人のユーザーから貴重な声が寄せられ、2年間で5897人もユーザーに賛同いただいた。5897人の声は、活動の中心を担ったJAFのHPに全て掲載されている。

エ. 10月に東京・臨海副都心のお台場地区で開催された「東京モーターフェス2018」に税制ブースを出展、来場者にクルマの税金に対する考え

や意見をシールに書いていただき、それを展示車両や巨大なパネルに貼ってアピールする活動を行った。

オ. 全国7800万ユーザーの声として、①自動車税は国際水準である現行の軽自動車税を基準に引き下げ、②消費税引き上げ後の自動車ユーザーの税負担増を回避の2点に絞り込み、統一要望書を取りまとめた。要望書は、自動車議連との政策懇談会をはじめ全国47都道府県知事へ提出するなど要望活動で積極的に活用した。

カ. ユーザーの税負担軽減の実現に向け、フォーラム初の取り組みとして、7800万ユーザーの声を全国47都道府県の知事に届ける活動を展開した。

キ. 平成30年12月14日の「平成31年度税制改正大綱」決定を受け、同17日にフォーラム21団体の連名で、自動車税の恒久引き下げなどを歓迎するとともに、今後一層のユーザー負担軽減に取り組んでいく旨の「声明」を発表した。

2. 軽自動車統計情報提供事業

(1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報

(2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

3. 軽自動車検査電子情報提供事業

(1) 軽自動車検査情報の電子的提供

(2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業

(1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）

① 軽四輪車の流通確認業務の実施

当連合会は、昭和42年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も前年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

② 軽二輪車の流通確認業務の推進

民事登録制度のない軽二輪車の盗難・詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故を防止するため、軽二輪車の届出窓口において、軽自動車届出済証返納済確認書により所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務について、前年度に引き続き、全国の事務所の窓口において業務を実施した。また、道路運送車両法施行規則が平成31年1月4日に改正され、同年7月から国の運輸支局及び自動車検査登録事務所が無償でOCR用紙を配布し、小型二輪と同様に電算化されることになり、当連合会はその準備に協力をした。

③ 軽二輪車の使用届出制度運営に関する協力

(2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの窓口においても自動的にチェックがされ、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合には、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会を案内することとしている。詐欺にあった旨の届出があった場合又は窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は1件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が窓口において発見し不正な手続きを未然防止したものである。

(3) 軽自動車の車庫届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策としては、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、前年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

① 会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販扱いを含む。）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

② 会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場所の届出をする。また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、都府県地区軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

③ 業販店、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勧奨チラシを手渡す等により届出励行を呼びかける。

④ 会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

都府県地区軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

⑤ 保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び都府県地区軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っているところであり、メーカーに対しても、都府県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。また、届出率が95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラ

一の届出率が95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

(1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

- ① 不正改造車を排除する運動の実施
- ② 自動車点検整備推進運動の実施
- ③ 定期点検整備促進運動の実施
- ④ 「自動車整備人材確保・育成推進協議会」への参画・協力

(2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

- ① チャイルドシート指導員養成研修会の周知
- ② 自賠責保険制度のPRの推進

(3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力

(4) 軽自動車のリコール情報の提供

- ① 軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供
軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。平成30年度における軽自動車検査情報は1239万件、前年度比は103.1%であった。

- ② 検査対象外軽自動車届出情報の収集、電算編集処理及び提供

軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。平成30年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は46.8万件、前年度比96.7%であった。

(5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

(6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

- ① 二輪車リサイクルの活動概況
- ② 廃棄二輪車取扱店の現状
- ③ 廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

6. 軽自動車流通改善関係事業

(1) 軽自動車届出の平準化

次の事項を前年度に引き続いて実施し、平準化に努めた。

- ① 月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件数の40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力を要請すること。

- ② 各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

(2) 軽自動車届出の適正化

- ① 「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行

流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

- ② 軽自動車届出の適正化

引き続き、各都府県地区軽自動車協会で収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

- ③ 流通委員会の開催

次のとおり、流通改善に係る検討・意見交換等を行った。

ア. 流通改善指標の評価と注視——都府県地区軽自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。

イ. 未使用車流通市場の実態の把握——未使用車流通市場の実態の把握については、調査会社に委託して平成25年度に第2回目の調査を実施したところであるが、その後の状況変化を把握するため、2月の流通委員会において同調査会社から説明を受けるとともに、意見交換を行なった。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

- ① 自動車公正取引推進に対する協力
- ② 中古自動車査定制度推進に対する協力

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

- ① 通達等の周知徹底
- ② 自動車登録等適正化推進運動の実施
- ③ 事務所の移転
 - ・平成30年9月3日 石川事務所・管理部門
 - ・平成31年2月12日 石川事務所・窓口
 - ・平成31年2月12日 群馬事務所
- ④ OCR申請書の汎用紙化への対応

軽自動車検査協会では、平成31年1月よりOCR申請書を専用紙から汎用紙に変更し、同月4日よりOCR申請書のダウンロードサービスを開始したことから、当連合会においても同日より軽自動車検査証返納確認書（軽第4号様式申請書を含む。）のダウンロードサービスを開始した。

⑤ 軽自動車検査協会の窓口業務の受託

本年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が801.7万件、並びに自動車検査証返納等業務が316.6万件であった。

- ⑥ 窓口業務におけるCS・接遇向上対策
- ⑦ 事務所職員業務研修会
- ⑧ 事務所中間管理者会議
- ⑨ 登録情報処理機関への協力

(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

(3) 軽自動車保有関係手続きのOSS導入計画への対応

① 軽OSS導入計画への対応

軽自動車検査協会は軽自動車OSSについて、継続検査（指定整備）は平成31年1月から全国を対象としてのサービス開始に向けて関係者と調整を図っていたが、平成30年11月に軽自動車OSSの運用開始時期を延期することを公表した。当連合会としては引き続き、軽自動車検査協会や国土交通省及び関係諸団体との会議に出席し、軽自動

車OSSや登録車OSSの進捗状況及びその課題等について情報収集を行うとともに、軽自動車検査協会が地方ブロック毎に開催した軽OSS説明会に参加した。また、当連合会においても地方ブロック毎に研修会を開催し情報提供を行い、軽自動車OSS導入への準備を進めるとともに、それらの事項について、理事会や全国事務局長会議等の機会を捉え、適宜報告を行った。

② 新車新規検査OSSの対象地域に関する要望
軽自動車検査協会から、新車新規検査（型式指定車）は、平成31年9月から希望する地域において開始することが公表されたが、全国一斉に利用可能とする要望書を平成30年7月31日付けで軽自動車検査協会理事長に提出した。

③ 自動車検査証の電子化に関する検討会への参画

国土交通省では、OSSの充実・拡充を図るため、自動車検査証の電子化に向けた検討を進め、基本コンセプトや導入に当たっての技術的要件を取りまとめるため、自動車局に有識者等からなる検討会を設置した。自動車検査証の電子化は、軽自動車も対象としたものであることから、当連合会からも専務理事が検討委員として参画した。

8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

(1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力

- ① 自動車取得税及び軽自動車税申告書の受付等の業務
- ② 軽自動車税納付情報提供サービス

「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開している。平成30年度末現在で1県139市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

③ 検査情報の提供

(2) 軽自動車の検査関連業務の受託

(3) 軽自動車検査申請等代行業業の取組みと拡大推進

平成30年度も重点施策として、「事務所における軽自動車検査申請等代行業業の取組みと拡大

推進」を実施した。申請代行業を行っていない事務所について、新たな事業として軽自動車OSSによる申請代行業を開始するため準備を進めている事務所が多数あり、既に事業を行っている事務所についても軽OSSに対応した申請代行業の準備を進め、事業の拡大を図ることとしている。

9. 軽自動車用紙関係事業

- (1) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布

10. 組織運営改善対策

- (1) 会議の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 賞勲業務の実施
- (4) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

① 「運営改善特別委員会専門部会」の開催

本年度は、「運営改善特別委員会専門部会」を3回開催し、議論・検討を重ね、中間報告書（案）を取り纏めた。

② 地方ブロック担当者制度の設置

事務所と本部の連携を密にするため、本部に地方ブロック毎の担当者（部課長）制度を設け、ブロック担当者による事務所訪問などを通じて意思疎通やコミュニケーションの強化を図った。

- (5) 本部組織の抜本の見直しと本部経費の大幅な削減の取り組み推進

本部組織を見直し、5部制（総務部、経理部、事業部、二輪業務部、情報管理部）から2部制（管理部、事業部）に集約し、組織の簡素化を図った。また、平成30年度予算の本部経費についても総点検を行い、大幅な経費削減を図った。